

令和八年秋田県議会 第二回定例会議案

（九月議会）

令和八年九月八日提出

〔 3 〕

議 案 目 録

議案第 百五十六号	秋田県公営企業の設置等に関する条例等の一部を改正する条例案	6
議案第 百五十七号	市町村への権限移譲の推進に関する条例の一部を改正する条例案	7
議案第 百五十八号	秋田県立衛生看護学院条例の一部を改正する条例案	8
議案第 百五十九号	秋田県環境影響評価条例の一部を改正する条例案	9
議案第 百六十号	秋田県信用保証協会に対する損失補償に係る回収納付金を受け取る権利の放棄に関する条例の一部を改正する条例案	10
議案第 百六十一号	秋田県中東情勢に係る中小企業経営安定臨時対策基金条例案	11
議案第 百六十二号	秋田県警察組織条例の一部を改正する条例案	13
議案第 百六十三号	地方独立行政法人秋田県立病院機構の中期目標の変更について	14
議案第 百六十四号	令和七年度秋田県公営企業会計未処分利益剰余金の処分について	16
議案第 百六十五号	令和七年度秋田県公営企業会計未処分利益剰余金の処分について	18
議案第 百六十六号	工事請負契約の締結について	20
議案第 百六十七号	工事請負契約の締結について	22
議案第 百六十八号	工事請負変更契約の締結について	24

議案第 百六十九号	工事請負変更契約の締結について	26
議案第 百七十号	交通事故に係る和解について	28
議案第 百七十一号	交通事故に係る和解について	29
認定第 一 号	令和七年度秋田県公営企業会計決算の認定について	30
認定第 二 号	令和七年度秋田県公営企業会計決算の認定について	31
報告第 四十六号	内部統制評価報告書の提出について	32
報告第 四十七号	公社等の経営状況を説明する書類の提出について	33
報告第 四十八号	公立大学法人国際教養大学の業務の実績に関する評価結果の報告	34
報告第 四十九号	交通事故に係る和解及び損害賠償の専決処分報告	35
報告第 五十 号	地方独立行政法人秋田県立療育機構の業務の実績に関する評価結果の報告	36
報告第 五十一号	地方独立行政法人秋田県立病院機構の業務の実績に関する評価結果の報告	37
報告第 五十二号	交通事故に係る和解及び損害賠償の専決処分報告	38
報告第 五十三号	交通事故に係る和解及び損害賠償の専決処分報告	39
報告第 五十四号	秋田県信用保証協会に対する損失補償に係る回収納付金を受け取る権利の放棄の報告	40
報告第 五十五号	令和七年度秋田県電気事業会計の継続費の精算報告	41
報告第 五十六号	交通事故に係る和解及び損害賠償の専決処分報告	43

報告第	五十七	号	道路事故に係る和解及び損害賠償の専決処分報告	44
報告第	五十八	号	道路事故に係る和解及び損害賠償の専決処分報告	45
報告第	五十九	号	道路事故に係る和解及び損害賠償の専決処分報告	46
報告第	六十	号	道路事故に係る和解及び損害賠償の専決処分報告	47
報告第	六十一	号	道路事故に係る和解及び損害賠償の専決処分報告	48
報告第	六十二	号	道路事故に係る和解及び損害賠償の専決処分報告	49
報告第	六十三	号	道路事故に係る和解及び損害賠償の専決処分報告	50
報告第	六十四	号	道路事故に係る和解及び損害賠償の専決処分報告	51
報告第	六十五	号	道路事故に係る和解及び損害賠償の専決処分報告	52
報告第	六十六	号	道路事故に係る和解及び損害賠償の専決処分報告	53
報告第	六十七	号	道路事故に係る和解及び損害賠償の専決処分報告	54
報告第	六十八	号	道路事故に係る和解及び損害賠償の専決処分報告	55
報告第	六十九	号	道路事故に係る和解及び損害賠償の専決処分報告	56
報告第	七十	号	道路事故に係る和解及び損害賠償の専決処分報告	57
報告第	七十一	号	道路事故に係る和解及び損害賠償の専決処分報告	58
報告第	七十二	号	道路事故に係る和解及び損害賠償の専決処分報告	59

報告第 七十三号	道路事故に係る和解及び損害賠償の専決処分報告		60
報告第 七十四号	道路事故に係る和解及び損害賠償の専決処分報告		61
報告第 七十五号	道路事故に係る和解及び損害賠償の専決処分報告		62
報告第 七十六号	道路事故に係る和解及び損害賠償の専決処分報告		63
報告第 七十七号	道路事故に係る和解及び損害賠償の専決処分報告		64
報告第 七十八号	道路事故に係る和解及び損害賠償の専決処分報告		65
報告第 七十九号	交通事故に係る和解及び損害賠償の専決処分報告		66
報告第 八十号	物損事故に係る和解及び損害賠償の専決処分報告		67

議案第百五十六号

秋田県公営企業の設置等に関する条例等の一部を改正する条例案

秋田県公営企業の設置等に関する条例等の一部を改正する条例

(秋田県公営企業の設置等に関する条例及び秋田県下水道事業の設置等に関する条例の一部改正)

第一条 次に掲げる条例の規定中「第二百四十三条の二の八第八項」を「第二百四十三条の二の九第八項」に改める。

一 秋田県公営企業の設置等に関する条例(昭和四十一年秋田県条例第五十一号)第五条

二 秋田県下水道事業の設置等に関する条例(令和元年秋田県条例第三十八号)第五条

(知事等の損害賠償責任の一部免責に関する条例の一部改正)

第二条 知事等の損害賠償責任の一部免責に関する条例(令和二年秋田県条例第八号)の一部を次のように改正する。

本則各号列記以外の部分中「第二百四十三条の二の七第一項」を「第二百四十三条の二の八第一項」に、「第二百四十三条の二の八第三項」を「第二百四十三条の二の九第三項」に改める。

第一号中「第二百四十三条の二の七第一項」を「第二百四十三条の二の八第一項」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

令和八年九月八日提出

秋田県知事 鈴木 健 太

理 由

地方自治法の一部を改正する法律(令和六年法律第六十五号)の施行に伴い、所要の規定の整理を行う必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。

議案第百五十七号

市町村への権限移譲の推進に関する条例の一部を改正する条例案

市町村への権限移譲の推進に関する条例の一部を改正する条例

市町村への権限移譲の推進に関する条例（平成十六年秋田県条例第七十一号）の一部を次のように改正する。

第十条の表中二の項を削り、三の項を二の項とし、四の項から十五の項までを一項ずつ繰り上げる。

別表第六十一の二を削る。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

令和八年九月八日提出

秋田県知事 鈴木 健 太

理 由

地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（令和八年法律第二十七号）による地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）の一部改正に伴い、所要の規定の整理を行う必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。

議案第百五十八号

秋田県立衛生看護学院条例の一部を改正する条例案

秋田県立衛生看護学院条例の一部を改正する条例

秋田県立衛生看護学院条例（昭和四十一年秋田県条例第十一号）の一部を次のように改正する。

第三条第二項第一号中「一万九百円」を「一万四千三百円」に改め、同項第二号中「六千六百五十円」を「二万円」に改め、同項第三号中「四千元」を「六千二百円」に改める。

附 則

1 この条例は、令和九年四月一日から施行する。

2 この条例の施行の日の前日に在学している者でこの条例の施行の日以後引き続き在学するものに係る授業料の額は、この条例による改正後の秋田県立衛生看護学院条例第三条第二項（第一号に係る部分に限る。）の規定にかかわらず、なお従前の例による。

令和八年九月八日提出

秋田県知事 鈴木 健 太

理 由

秋田県立衛生看護学院における教育、入学手続及び入学受験手続に要する費用の適正な負担を確保するため、同学院の授業料、入学料及び入学受験手数料の額を引き上げる必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。

議案第百五十九号

秋田県環境影響評価条例の一部を改正する条例案

秋田県環境影響評価条例の一部を改正する条例

秋田県環境影響評価条例（平成十二年秋田県条例第百三十七号）の一部を次のように改正する。

第四十八条第二項第一号中「災害復旧」を「復旧復興（災害の復旧に限る。）」に改める。

附 則

この条例は、防災庁設置法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（令和八年法律第六十二号）の施行の日から施行する。

令和八年九月八日提出

秋田県知事 鈴木 健 太

理 由

防災庁設置法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（令和八年法律第六十二号）による災害対策基本法（昭和三十六年法律第二百二十三号）の一部改正により、環境影響評価の対象から除外する事業について所要の規定の整備を行う必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。

議案第百六十号

秋田県信用保証協会に対する損失補償に係る回収納付金を受け取る権利の放棄に関する条例の一部を改正する条例案

秋田県信用保証協会に対する損失補償に係る回収納付金を受け取る権利の放棄に関する条例の一部を改正する条例

秋田県信用保証協会に対する損失補償に係る回収納付金を受け取る権利の放棄に関する条例（令和六年秋田県条例第四十号）の一部を次のように改正する。

第三条第二項第四号中「第二条第二十二項」を「第二条第二十三項」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

令和八年九月八日提出

秋田県知事 鈴木 健 太

理 由

経済社会情勢の変化を踏まえた企業の事業活動の持続的な発展を図るための産業競争力強化法等の一部を改正する法律（令和八年法律第二十九号）による産業競争力強化法（平成二十五年法律第九十八号）の一部改正に伴い、所要の規定の整理を行う必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。

議案第百六十一号

秋田県中東情勢に係る中小企業経営安定臨時対策基金条例案

秋田県中東情勢に係る中小企業経営安定臨時対策基金条例

(設置)

第一条 中東情勢の変化によりその経営に影響を受けた中小企業の経営の安定に資するため、金融機関からの借入れに係る中小企業者に対する支援に係る臨時の事業に充てる資金として、秋田県中東情勢に係る中小企業経営安定臨時対策基金（以下「基金」という。）を設置する。

(積立て)

第二条 基金として積み立てる金額は、予算で定める。

(管理)

第三条 基金に属する現金は、金融機関への預金その他最も確実かつ有利な方法により保管しなければならない。

2 基金に属する現金は、最も確実かつ有利な有価証券に代えて保管することができる。

(運用益金の処理)

第四条 基金の運用から生ずる収益は、一般会計歳入歳出予算に計上して、基金に繰り入れるものとする。

(繰替運用)

第五条 知事は、財政上必要があると認めるときは、基金に属する現金を歳計現金に繰り替えて運用し、又は歳入歳出予算の定めるところにより歳入に繰り入れて運用することができる。

(相殺のための処分)

第六条 知事は、基金に属する現金を預金等（預金保険法（昭和四十六年法律第三十四号）第二条第二項に規定する預金等及び農水産業協同組合貯金保険法（昭和四十八年法律第五十三号）第二条第二項に規定する貯金等をいう。以下同じ。）として金融機関等（預金保険法第二条第一項に規定する金融機関及び農水産業協同組合貯金保険法第二条第一項に規定する農水産業協同組合をいう。以下同じ。）に預け入れ、又は信託している場合において、当該金融機関等に係る保険事故（預金保険法第四十九条第二項各号に掲げる保険事故及び農水産業協同組合貯金保険法第四十九条第二項各号に掲げる保険事故をいう。）が発生したときは、当該金融機関等に対する借入債務（県が保証契約により負担することとなる債務を含む。）と当該預金等に係る債権を相殺するため、基金の全部又は一部を処分することができる。

(委任)

第七条 この条例に定めるもののほか、基金の管理に関し必要な事項は、知事が定める。

附 則

1 この条例は、公布の日から施行する。

2 この条例は、令和十四年三月三十一日限り、その効力を失う。

令和八年九月八日提出

秋田県知事 鈴木 健 太

理 由

中東情勢の変化によりその経営に影響を受けた中小企業の経営の安定に資するため、金融機関からの借入れに係る中小企業者に対する支援に係る臨時の事業に充てる資金として、秋田県中東情勢に係る中小企業経営安定臨時対策基金を設置する必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。

議案第百六十二号

秋田県警察組織条例の一部を改正する条例案

秋田県警察組織条例の一部を改正する条例

秋田県警察組織条例（昭和二十九年秋田県条例第三十二号）の一部を次のように改正する。

第三条中第二十三号を第二十四号とし、第二十二号の次に次の一号を加える。

二十三 サイバー事案（警察法第五条第四項第六号ハに規定するサイバー事案をいう。）に関する警察に関すること。

附 則

この条例は、令和八年十二月一日から施行する。

令和八年九月八日提出

秋田県知事 鈴木 健 太

理 由

警察法施行令の一部を改正する政令（令和八年政令第百八十二号）の施行により、サイバー事案に関する警察に関する事務をつかさどる部を定める必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。

認定第一号

令和七年度秋田県公営企業会計決算の認定について

令和七年度における秋田県電気事業会計及び秋田県工業用水道事業会計の決算について、地方公営企業法（昭和二十七年法律第二百九十二号）第三十条第四項の規定に基づき、別冊により監査委員の意見を付けて議会の認定を求める。

令和八年九月八日提出

秋田県知事 鈴木 健 太

認定第二号

令和七年度秋田県公営企業会計決算の認定について
令和七年度における秋田県下水道事業会計の決算について、地方公営企業法（昭和二十七年法律第二百九十二号）第三十条第四項の規定に基づき、別冊により監査委員の意見を付けて議会の認定を求める。

令和八年九月八日提出

秋田県知事 鈴木 健 太